

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充）

【平成20年度概算決定額：6,480,000（3,515,000）千円】


対策のポイント

19年度から21年度まで、担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分への補助や追加的な信用供与等の支援を総合的に実施します。

平成20年度においては、面的集積の仕組みをモデル的に実施する地域を対象とした「面的集積タイプ」を創設するとともに採択要件などの見直しや予算の増額を行います。

（融資主体型補助とは）

- 例えば、経営規模を拡大するためにトラクター、コンバインを導入する場合

| 〔資金調達の内訳（例）〕 | |
|---|----------------------|
| 取得価格：1,000万円 | 農業近代化資金 500万円 |
|  | 銀行借入 150万円 |
| | 計 650万円・・・融資 |
| | 融資で不足する額（融資残） |
| | 預金等取り崩し 350万円・・・自己負担 |

自己負担部分の350万円に対して、融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して算定される額を助成します。

なお、補助額は、取得価格の3/10が上限です。上記の場合300万円の範囲内で助成されます。

（支援対象者は）

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織です。

具体的には、

- ①認定農業者
- ②認定志向農業者（3年以内に認定農業者になることを目指す農業者）
- ③特定農業法人
- ④特定農業団体
- ⑤次の基準を満たす集落営農組織
 - ・規約を有していること
 - ・組織として一元的に経理を行っていること
 - ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
 - ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
 - ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること

政策目標

担い手の育成・確保

| | | |
|------------|---|-------------------------|
| <平成18年> | | <農業構造の展望（平成27年）> |
| 認定農業者 約23万 | → | 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万 |
| 集落営農 約1万2千 | → | 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万 |

＜内容＞

担い手育成総合支援協議会を中心として関係者の合意形成を図り、地域農業の構造改革の方向性を取りまとめた地域構造改革プロジェクト整備計画を作成した地区（構造改革重点地区）を対象として、農業者の経営責任を基本としつつ、以下の支援を総合的に実施します。

1. プロジェクト融資主体型補助（拡充）

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の経営責任と創意工夫による主体的な経営展開を補完的に支援します。

平成20年度においては、面的集積の仕組みをモデル的に実施する地域を対象にして、面的集積を受けた担い手の経営規模の拡大等に必要となる農業用機械・施設等の導入に対して支援を行う「面的集積タイプ」を創設するとともに採択要件などの見直しや予算の増額を行います。

【補助率：融資残額（3／10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：5,400,000（2,925,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：487,500（0）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

2. 追加的信用供与（拡充）

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

平成20年度においては、「面的集積タイプ」の創設及びプロジェクト融資主体型補助の予算の増額に伴い、追加的信用供与の予算の増額を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：1,080,000（590,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：97,522（0）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03－6744－2148（直））]

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業（拡充）

現 行(H19)

構造改革重点地区

(集落単位から地域協議会の範囲まで)

地域構造改革プロジェクト整備計画の作成

(計画主体:担い手育成総合支援協議会)

- 地域農業の構造改革の方向性
- 構造改革目標(3年後)
 - ・担い手育成目標
 - ・担い手への農地利用集積目標
- プロジェクト融資主体型補助事業計画 等

経営発展に向けた融資を主体とした条件整備

“補助から融資へ”

新たな手法による担い手支援の実験的展開

1. プロジェクト融資主体型補助

予算額：2,925,000千円

担い手が主として融資を活用して行う農業用機械・施設等の導入に際して融資残の自己負担部分について補助金を交付し、担い手の主体的な経営展開を補完的に支援

【補助限度額:融資残額(事業費の3/10が上限)】

2. 追加的信用供与

予算額：590,000千円

プロジェクト融資に係る金融機関への債務保証(担い手への信用保証)を拡大

【農業信用基金協会へ債務保証原資を積み増し】

面的集積の加速化への対応

21世紀農政2007

- ・農地政策につき、地域の一定の組織(面的集積を促進する機能を持つ組織)が農地の利用を一旦プールし、それを面的にまとまった形で担い手へ利用集積する新たな仕組みを構築

目標:27年において効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積(315~360万ha)の7割程度を面的に集積

融資主体型補助への予算のシフト

・従来の施策に比較して低コストで高い事業効果

・融資主体型補助制度という新たな手法の現場段階での受け入れ

H20概算決定額

面的集積タイプの創設

- ・面的集積に係る担い手の投資的経費(農業用機械・施設等)を支援

【対象地域】

- ・面的集積の仕組みをモデル的に実施する地域

○成果目標(3年後)

- ・担い手への農地の面的集積に関する目標
- ・担い手の育成・確保に関する目標



・概算決定額 ①

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1.プロジェクト融資主体型補助 | 487,500千円 |
| 2.追加的信用供与 | 97,522千円 |

・1/2補助から融資を主体とした補完的補助(3/10を上限)へ予算をシフト

予算の増額

【採択要件等の見直し】

- ・経営構造対策実施地区の優先採択の廃止
- ・土地利用型農業や成果目標との関連性の低い施設の助成対象からの除外
- ・成果目標に係る採択要件の見直し など

・概算決定額 ②

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1.プロジェクト融資主体型補助 | 4,912,500千円 |
| 2.追加的信用供与 | 982,478千円 |

・概算決定額(①+②)

- | | |
|-----------------|-------------|
| 1.プロジェクト融資主体型補助 | 5,400,000千円 |
| 2.追加的信用供与 | 1,080,000千円 |